

伊丹市介護保険施設等の指導及び監査実施要綱（令和5年4月制定）

伊丹市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他政令、省令及び関係通知に基づき介護保険施設等に対して実施する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 指導

（目的）

第2条 この章は、市が法第23条の規定による居宅サービス等を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス担当者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導、及び法第115条の45の2の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5による第1号事業者に対して行う指導について、基本的事項を定めることにより、利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス担当者等及び伊丹市総合事業のサービスを実施する者（以下この章において「介護保険施設等」という。）の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等（介護給付、予防給付及び第1号事業支給費をいう。）に係る居宅サービス等及び伊丹市総合事業のサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（指導の方針）

第3条 指導は、介護保険施設等に対し、別表に掲げる条例等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導の形態等）

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

ア 運営指導は、次の（ア）～（ウ）の内容について、原則、現地に行う。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、兵庫県と合同で行うものを「合同指導」とする。

なお、（ア）～（ウ）の実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えないものとする。

（ア） 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

（イ） 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（（ウ）に関するものを除く。）

（ウ） 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）については、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記ア（ア）及び（イ）については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

また、運営指導（ア（ア）及び（イ）に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

（指導対象）

第5条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、次の指導の形態に応じて、当該各号に定める基準を標準とし、詳細は、別に定める方針（当該年度の指導等に係る基本方針、重点事項、指導対象の選定基準等を定めたもの。）によるものとする。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、市長が指定の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。なお、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努めるものとする。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう、選定する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

2 都道府県との連携

市長は、兵庫県との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

第6条 指導の方法等は、次に掲げる指導の形態に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として1月前までに通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫する。

また、市長が集団指導を実施する場合、その内容について兵庫県管内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 実施通知

市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として2月前までに通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 対象事業所

- (イ) 運営指導の根拠規定及び目的
- (ウ) 運営指導の日時及び場所
- (エ) 指導担当者
- (オ) 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- (カ) 準備すべき書類等
- (キ) 当日の進め方，流れ等（スケジュール，留意点等）

#### イ 指導方法

運営指導は，関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお，施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については，情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては，介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

#### ウ 運営指導の留意点

- (ア) 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については，確認項目を踏まえることで，一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し，介護保険施設等と市双方の負担を軽減し，運営指導の頻度向上を図る。

- (イ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については，できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

- (ウ) 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は，原則として，前年度から直近の実績に係るものとし，介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし，市が既に保有している文書（新規指定時，指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(エ) 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

エ 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

オ 報告書の提出

市長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、市長が定める期限までに改善状況報告書（様式第1号）により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに次章に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により，利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合  
(指導にあたっての留意点)

第8条 指導は，原則，令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知別添「介護保険施設等運営指導マニュアル」及び平成27年3月31日付け老発0331第8号厚生労働省老健局長通知別添2「介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指導等ガイドライン」に基づき行うものとし，特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 高圧的な言動は控え，改善が必要な事項に対する指導や，より良いケア等を促す助言等については，介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
- (2) 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については，積極的に評価し，他の介護保険施設等へも紹介する等，介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- (3) 運営指導は，基準等に基づき行うものとし，担当職員の主観に基づく指導や，当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (4) 運営指導における個々の指導にあたっては，具体的な状況や理由を聴取し，根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (5) 運営指導の際，介護保険施設等の出席者については，必ずしも事前に通知した者に限定することなく，実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

### 第3章 監査

(目的)

第9条 この章は，法第76条，第78条の7，第78条の9，第78条の10，第83条，第83条の2，第84条，第90条，第100条，第114条の2，第115条の7，第115条の17，第115条の1

8, 第115条の19, 第115条の27, 第115条の28, 第115条の29, 第115条の45の7, 第115条の45の8, 第115条の45の9の規定に基づき, 介護保険施設等(当該規定の指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者等をいう。)に対して行う介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより, 介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第10条 監査は, 介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について, 市長が基準等で定める介護保険施設等の事業の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合, 又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合, 又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。), 又は利用者等について高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において, 市が, 当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ, 出頭を求め, 又は当該職員に関係者に対して質問させ, 若しくは当該介護保険施設等に立ち入り, その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」という。)を行い, 事実関係を的確に把握し, 公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定基準)



第11条 監査は，次に示す情報を踏まえて，指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市が，高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。），地域包括支援センターへ寄せられる苦情

エ 連合会・保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

運営指導を行った市長が，介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反（監査方法等）

第12条 監査の方法等は，次のとおりとする。

(1) 指定の権限がある介護保険施設等に対する監査

ア 実施通知

市長は，監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは，次に掲げる事項を文書により，監査開始時に通知する。なお，運営指導を実施中に監査に移行した場合は，口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

（ア） 監査の根拠規定

（イ） 監査の日時及び場所

（ウ） 監査担当者

（エ） 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(オ) 必要な書類等

(カ) 虚偽の報告又は答弁，検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等

市長は，監査の実施に当たっては，事前に，関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い，必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(2) 指定権限等が兵庫県にある介護保険施設等に対する市による監査

ア 実施通知

前号アに準ずる。

イ 情報提供等

市長は，指定又は許可の権限が兵庫県にある指定居宅サービス事業者等，指定介護老人福祉施設開設者等，介護老人保健施設開設者等，介護医療院開設者等，指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等について，監査を行う場合，兵庫県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い，連携を図るものとする。

ウ 兵庫県への通知

市長は，監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは，文書によって兵庫県に通知する。なお，兵庫県と市が同時に監査を行っている場合には，省略することができる。

(3) 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には，市長は法第5章に掲げる「勧告，命令等」，「指定の取消し等」の規定に基づき次に定める行政上の措置をとるものとする。

ア 勧告

介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合，当該介護保険施設等に対し，期限を定めて，文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧

告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し市長が定める期限までに改善結果報告書（様式第2号）によりとった措置について報告を求める。

#### イ 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該介護保険施設等に対し市長が定める期限までに改善結果報告書（様式第2号）によりとった措置について報告を求める。

#### ウ 指定の取消し等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号、第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

#### エ その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、アからウまでに該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、アからウまでに該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し市長が定める期限までに改善結果報告書（様式第2号）によりとった措置について報告を求めるものとする。

#### (4) 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消し処分等（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第8

8号) 第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(5) 経済上の措置

ア 不正利得となる返還金の徴収の要請

市長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ 返還金の徴収方法

上記アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

（監査にあたっての留意事項）

第13条 監査にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 兵庫県内の連携等

市長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し前条第3号「行政上の措置」を行う場合には、事前に兵庫県に情報提供を行うものとする。

(2) 厚生労働省への報告

市長は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| 基準等 |  |
|-----|--|
| 1   | 伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊丹市条例第5号）   |
| 2   | 伊丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊丹市条例第6号） |
| 3   | 伊丹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）  |
| 4   | 伊丹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）                   |
| 5   | 伊丹市第1号通所事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める要綱  |
| 6   | 伊丹市第1号訪問事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める要綱  |
| 7   | 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）  |
| 8   | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）   |
| 9   | 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）   |
| 10  | 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第129号）  |
| 11  | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）   |

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

改 善 状 況 報 告 書

伊丹市長 様

所在地

事業者 名 称

代表者氏名

印

事業所 名 称

サービス 名 称

年 月 日付け 第 号により通知のあった改善を要する事項について、下記のとおり報告します。

記

| 指 導 事 項 | 是正又は改善の状況 | 添付資料 | 備考 |
|---------|-----------|------|----|
|         |           |      |    |

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

改 善 結 果 報 告 書

伊丹市長 様

所在地

事業者 名 称

代表者氏名

印

事業所 名 称

サービス 名 称

年 月 日付け 第 号により（勸告・命令・通知）のあ  
った改善を要する事項について、下記のとおり報告します。

記

| 指 導 事 項 | 是正又は改善の状況 | 添付資料 | 備考 |
|---------|-----------|------|----|
|         |           |      |    |